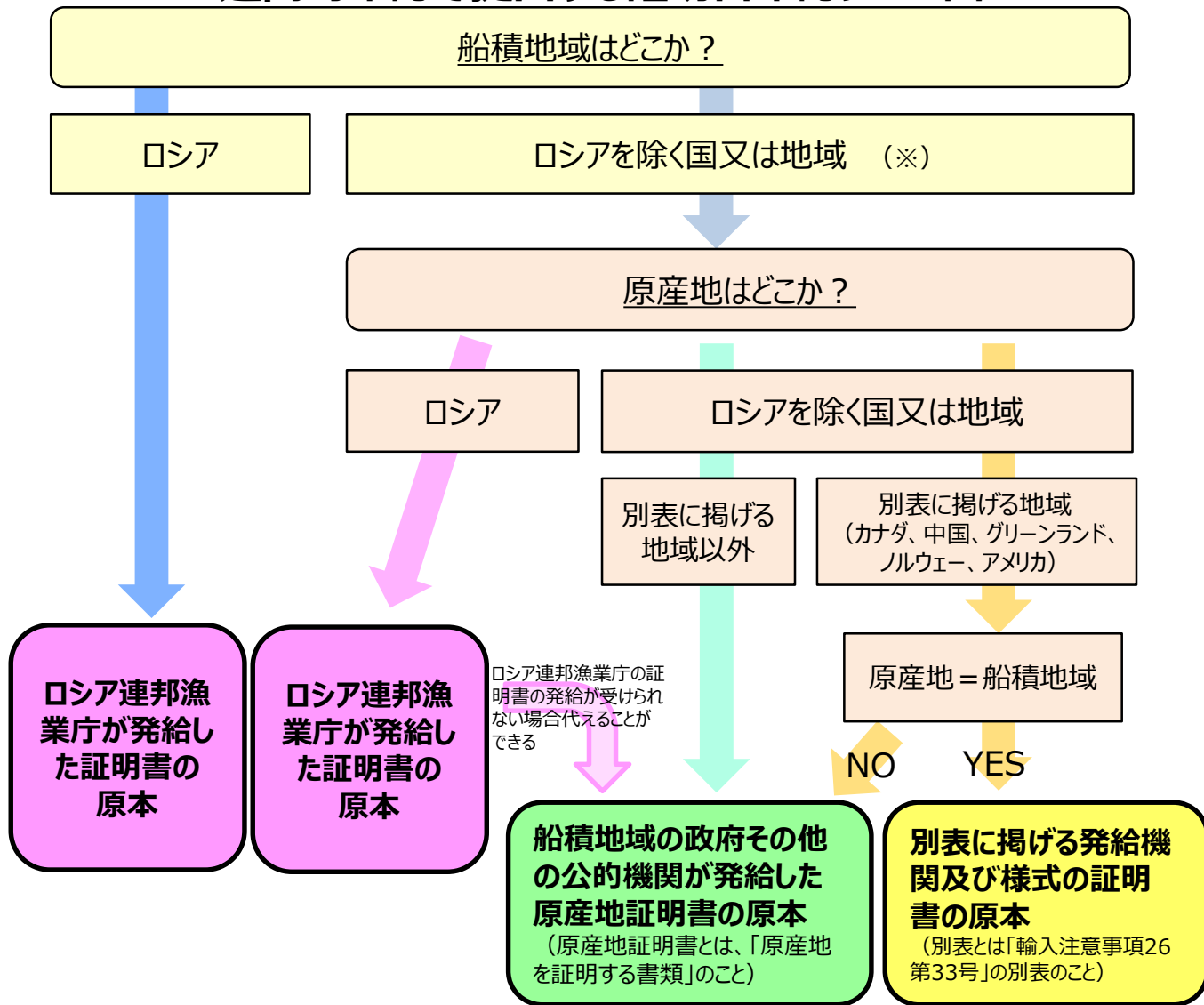


通関時確認で提出する証明書確認フロー図



(※) 外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、その置かれた実状を踏まえ、本確認の目的を達成するのに必要な限りのものとして、ロシア連邦漁業庁が発給した証明書の原本でやむを得ないこととする。

提出する証明書の具体例（①～②）

